

熊本市地球温暖化防止活動推進センターの指定 及び熊本市地球温暖化防止活動推進員の委嘱について

1 趣旨及び目的

本市では、地域から地球温暖化の防止に貢献することを目的とし、平成 22 年 3 月に熊本市低炭素都市づくり戦略計画を策定し、低炭素都市くまもとの実現に向けて様々な地球温暖化対策を推進している。

そのような中、市民や事業者への啓発活動等のさらなる促進を図るために、本市の地球温暖化防止に向けた啓発活動の拠点として、平成 23 年 11 月に特定非営利活動法人くまもと温暖化対策センターを、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第 24 条に基づく本市の地域地球温暖化防止活動推進センター（以下「地域センター」という。）として指定を行った。

また、平成 24 年 1 月には、市民に対して温暖化に関する啓発や助言等を行うリーダーとなる地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）の委嘱を行っており、地域センターと併せて温暖化対策の啓発を図っていく。

2 地域センターの指定

- (1) 指定団体名 特定非営利活動法人くまもと温暖化対策センター
- (2) 指定期間 平成 23 年 12 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

3 推進員の委嘱

- (1) 委嘱対象者 17 名
- (2) 委嘱期間 平成 24 年 1 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

4 主な活動について

昨年度当室では、市内の事業者や NPO 等が実施している地球温暖化関連の環境教育メニューについて整理を行い、ライフステージ別環境教育（低炭素都市づくり）カリキュラム（以下「カリキュラム」という。）を構築した。

本年度からは、地域センターにカリキュラムの運用を委託し、その中で、各講座への申込の受付等コーディネート、講座案内用のパンフレットの作成や配布（学校等）、ホームページによる広報等を行い、市民や事業者の温暖化防止に向けた実践活動を促進した。

また既存の講座が不足しているライフステージにおいて、推進員を講師として活用した新規講座を実施するなど、カリキュラムの充実を図った。

(参考)

1 : 「特定非営利活動法人くまもと温暖化対策センター」について

平成 18 年 11 月に設立された特定非営利活動法人で、熊本県内において地球温暖化等の環境問題に係る各主体間のパートナーシップ形成や啓発・広報事業、各主体への支援事業等を行っている。(平成 19 年 2 月に熊本県の地域センター指定)

2 : 「地域センター」について

地域センターとは、法第 24 条に基づき、都道府県及び特例市以上の都市が一つに限り指定することができるセンターで、地域における地球温暖化防止に関する啓発や広報等を行うとともに、地方公共団体の温暖化防止施策への協力や温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間団体の支援等を行うこととされている。

3 : 「推進員」について

推進員とは、法第 23 条に基づき、都道府県及び特例市以上の都市が委嘱できる地域の地球温暖化防止に向けた啓発活動のリーダーで、原則ボランティアである。